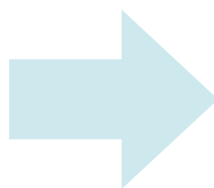


4 車検の有効期間が延長 されました

国民の要望

「私の愛車は故障もなく調子が良いのに、なぜ車検を毎年受けなければならないのでしょうか。車検の有効期間を長くできませんか？」



規制改革により、車齢(新車登録してからの経過年数)が11年を超えるケース等で、車検の有効期間が延長されました。

改革の内容

道路運送車両法では、自動車の安全性の確保や公害の防止、その他の環境の保全を目的として、自家用乗用車や貨物自動車等自動車の種類ごとに、想定される磨耗・劣化の進行具合等を踏まえて車検や点検整備が定められています。

自家用乗用車の検査については、昭和58年に初回の車検の有効期間が2年から3年に延長されたことをはじめ、平成7年に車齢が11年を超えるケースについては車検の有効期間が1年から2年に延長されました。また、平成12年に車両総重量8トン未満の貨物自動車等について、平成19年に小型二輪車について、それぞれ初回の車検の有効期間を1年延長する見直しが行われました。これらに併せて、点検整備制度の見直しも実施されました。

改革の背景と効果

自動車の検査制度については、自動車技術の進歩や使用形態の変化等に対応し、技術的な検討を踏まえ、各種の規制改革が実施されてきました。その結果、自動車の安全性の確保や環境の保全を図りつつ、ユーザーの負担が軽減されました。

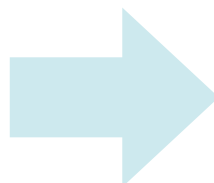
なお自動車には、時間が経つにつれて劣化するタイミングベルトやバッテリーなどの部品と、走行距離の増加に伴って劣化するブレーキパッドやタイヤなどの部品があります。そのため、点検整備の時期に関しては、期間だけでなく走行距離も加味した形での見直しが行われました。



5 就学校の変更が認められても 良い理由が明確になりました

国民の要望

「中学校に通う息子がいじめのせいで、学校を休みがちです。転校させて新しい環境においてやりたいのですが、何か良い方法はありませんか？」



規制改革により、就学校の変更が認められてもよい理由が明確化されました。

改革の内容

子どもが公立の小中学校に入学するときには、市町村の教育委員会が入学する学校を指定することになっています。しかし指定された学校が、事情により保護者の意向や子どもの状況等に合わないこともあるでしょう。このような場合には、保護者の申立てにより、市町村教育委員会が相当と認めるときには、通学する学校を同じ市町村内の他の学校に変更することができます。これを「就学校の変更」と言います。

平成18年度より、就学校の指定を知らせる手紙には、保護者からの変更の申立てができることが記載されるようになりました。また、平成18年3月には、就学校の変更が認められてもよい理由として、(1)いじめへの対応、(2)通学の利便性などの地理的な理由、(3)部活動等の学校独自の活動等の3つが明確に示されたことで、変更の可否についての透明性(予測可能性)がより高いものとなりました。

改革の背景と効果

子どもをどの学校に通わせることが望ましいのかについての判断は、学習環境や通学にかかる時間など子どもを取り巻くさまざまな環境について、保護者の意向を踏まえることが重要です。以前から、保護者や児童生徒の希望により市町村教育委員会が指定した学校から変更することが認められていましたが、その変更の要件等については「相当と認めるとき」という規定しかありませんでした。また、市町村教育委員会によって判断基準が異なるなど、運用が不透明であるという問題もありました。

こうした状況を受けて、指定された就学校からの変更の申立てが可能であることを就学校の指定を知らせる手紙に記載することで、このような制度の存在を保護者が確実に知ることができるようになりました。また、これまで漠然としていた変更の要件をより明確にするために、変更が認められてもよい理由が明示されました。このような明確化により、児童生徒や保護者の立場に立った教育を実現するための環境整備が前進しました。



コラム 規制には明確な根拠が求められます

これまで見てきたように、私たちの暮らしを豊かなものにするためには適切な水準の規制が必要です。しかし他方で、規制には人々の選択の自由を奪ってしまうという面もあります。

よって規制が行われる際には、なぜその規制が必要なのかについて私たち国民が納得できるような明確な理由が必要です。また、規制を定めようとする側にはその理由を分かりやすく説明することが求められます。

これまで私たちの社会に規制が必要なのは、「ある人の行動が他の人の自由を損ねてしまう」場合であるという説明をしていました。おそらく飲酒運転が禁止されている理由はこの考え方によって説明できるでしょう。しかし例えば未成年の飲酒や喫煙が禁止されていることは、これだけでは説明できません。家の中でこっそりと冷蔵庫にあるビールを飲んだからといって他人に迷惑をかけるとは考えにくいからです。

それでは飲酒や喫煙の年齢制限にはどのような意味があるのでしょうか。これらは成長期の子どもにとって飲酒や喫煙が望ましくないということを前提とすれば、子どもたちに判断を任せると適切でない行動を選択する可能性があるため行動をあらかじめ制限するということが意味があります。他の例を挙げるなら、勉強が嫌いな子どもであっても、国語や算数などの最低限の知識がないと大人になってから苦

労するでしょうから、本人が望むかどうかに関わらずに中学校までが義務教育とされているのです。

ただしこのような規制は、正当な判断ができる人の自由を縛ってしまうことがないように、注意して定められる必要があります。

次に、規制の内容をどのくらい詳細に定めるかという問題を考えてみましょう。おそらく規制を実施する側にとっては、ある程度の裁量の余地がある方が便利でしょう。

しかし、私たちが新しく事業を始めようとするなど何らかの選択を行う際に、それが規制の対象に該当するのか否かが分かりにくいケースにおいては、境界線を踏み越えていないか不安になるため、実質的には行動が制約されてしまいます。したがって規制の内容をできる限り明確にしておくことには、安心して物事を決められるようになるという意味でのメリットがあります。

役所に相談に行ったときに、規制の内容について窓口の担当者によって言うことが違ったり、前に聞いたことと違ったりすると、利用者は混乱してしまい不便でしょう。また全国で一律の基準があるべきときに、地域によって対応や判断基準などが異なっていることも望ましくありません。このように規制が行われる際には、その目的と内容の明確化、そして運用の統一が求められています。

6 駐車違反の取締り関係事務の一部が民間委託されました

国民の要望

「私の家の前の道は、違法駐車が多くて見通しが悪いため子どもたちにとって危険です。また、先日は緊急車両が入れませんでした。取締りを強化できませんか？」



規制改革により、駐車違反の取締りに関係する事務のうち、放置車両の確認と標章の取付けに関する事務等の民間委託が開始されました。

改革の内容

これまで都市部を中心として違法駐車が非常に多く、それにより交通渋滞や交通事故を引き起こすなど私たちの生活に悪影響をもたらしている一方で、警察による駐車違反の取締りにも限界がありました。

そこで平成18年6月より、良好な駐車秩序の確立と警察事務の合理化を図るために、放置車両の運転者が特定できない場合には車両の使用者に放置違反金が課されるようになりました。同時に駐車違反の取締りに関係する事務のうち、放置車両の確認と標章の取付けに関する事務等の民間委託が開始されました。

改革の背景と効果

駐車違反の取締りは、それによる渋滞の緩和や事故の減少といった効果とそれにかかる人件費などの費用とのバランスを考慮して行われる必要があります。平成18年に施行された改正道路交通法によって、放置車両の確認と標章の取付けを都道府県公安委員会の登録を受けた民間業者が都市部を中心に一部請け負うことが可能となりました。加えて、「放置違反金制度」が導入されたことで、駐車違反に対する意識を高めることにつながりました。

また、取締りのやり方についても、時間においてタイヤの位置を二度確認するというこれまでのやり方から、放置車両を発見したらすぐに標章を取り付けるやり方に変更されました。これにより、ドライバーは多少不自由さを感じることもあるかも知れません。

しかし交通量の多い道路に違法駐車している車両があると、渋滞が起こりやすくなりますし事故も増えてしまいます。加えて自転車の通行が妨げられるなどの悪影響もあります。したがって駐車違反を適切に取り締まることで放置車両を始めとした違法駐車を減らすことができれば、私たちの利便性は全体的にみて向上するといえるでしょう。

そしてこの改革により実際に、違法駐車や交通渋滞の減少、また違法駐車が原因で引き起こされる交通事故の減少など、相当の効果があったことが報告されています。

このように、良好な駐車秩序の確立により私たちの生活の利便性を向上させるとともに、警察事務もできるだけ合理化させるためにも、民間でできる部分は民間委託していくというのがこの改革の基本的な考え方です。



コラム 公的な仕事に民間の力を活用しましょう

私たちの社会では、公共性が高い仕事を公務員とそうでない人々の両方が行っていることが多く見られます。例えば、国立や公立の小学校の先生は公務員ですが私立学校の場合にはそうではありません。また市営バスの運転手さんは公務員ですが民営バスの運転手さんは違います。

このように提供されるサービスの公共性が高いかどうかと、その仕事を公務員が行うかどうかは必ずしも一致しません。道路や橋を造る際には、公務員が直接やらずに、国や自治体がお金を出して民間企業に発注することが一般的です。

それでは役所の窓口業務などはなぜ民間企業に委託されたりしないのでしょうか。よくいわれる理由は、公務員でないと秘密が守れないからであるとか、公権力の行使を私人(民間の人々や企業など)に行わせることは不適切であるからといったものです。しかしその一部

は守秘義務を課すことなどで一般の人々に任せることもできるのではないのでしょうか。

公的な仕事を民間企業に任せることにはいくつかのメリットがあります。例えば、サービスを提供する事業者を複数にして互いに競わせることで、より良いサービスが提供される可能性があります。

民間企業は利益を追求するために活動しているので公的な仕事にはなじまないという考え方もありますが、これは本当でしょうか。利益を得るためには良いサービスを安く提供することで消費者から選ばれる必要があるため、民間企業のほうがサービスの改善により取り組みやすいという見方もできるのです。

利用者の立場から見てより便利な社会にするためにも、公的な仕事は必ず公務員がやらなければならない、また直接やらなければならないと考えるのではなく、必要に応じて民間の創意工夫を活用することも必要でしょう。

